

景観配慮協議結果通知書

鎌 都 景 第 1131-1 号
令和元年（2019年）10月18日

細谷 操 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 31-18 号
土地利用類型 の 名 称	住商複合地
景 観 地 区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外
行 為 の 場 所 (地 名 地 番)	鎌倉市手広六丁目1285番1ほか7筆
行 為 の 種 類	建 築 物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地で、低中層の地域型の商業施設と住宅が混在している。 ・一部車対応型の商業施設の立地が見られるとともに、土地利用転換による中層の共同住宅の立地が目立っている。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面し、機械式立体駐車場が設けられているが、ルーバーにより修景している。 ・道路と建築物の間に緑地を設け、沿道の緑化に努めるなど、通り景観に配慮している。 ・建築物の高さは、周囲のまち並みに合わせて2階建てとし、スカイラインを統一している。 ・建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備 考	